

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

| | | |
|---|------------|----|
| ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止 | (長寿社会政策課) | 一 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | (障害福祉課) | 一 |
| ○認証食品の認証 | (食産業振興課) | 一 |
| ○平成二十七年における主要農作物の原種の価格 | (農産園芸環境課) | 二 |
| ○県営土地改良事業計画の縦覧 | (農村振興課) | 二 |
| ○保安林の指定の予定 | (森林整備課) | 二 |
| ○保安林の指定施業要件の変更 | (同) | 三 |
| ○土地区画整理事業の換地処分届出 | (都市計画課) | 三 |
| 公 告 | | |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 | (環境対策課) | 三 |
| ○県営土地改良事業変更計画の縦覧 | (農村振興課) | 五 |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 | (教育庁施設整備課) | 五 |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) | | 七 |
| 収用委員会 | | |
| ○阿武隈川荒浜事件裁決手続開始決定 | | 一〇 |
| ○阿武隈川荒浜事件審理の開始 | | 一一 |

告 示

○宮城県告示第百八号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。
平成二十八年二月五日

一 事業者の名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業者の名称 | 介護保険事業所番号 | サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地 |
|-----------|------------|---------|---|
| 社会福祉法人元気村 | ○四七二二〇〇六五九 | 居宅介護支援 | 南方ナーシングホーム翔裕 園居宅介護支援事業所 登米市南方町山成前七百九十一番地一 |

二 指定の効力の停止の内容

新規利用者の受入れ停止

三 停止の期間

平成二十八年二月一日から同年四月三十日まで

○宮城県告示第百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十八年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|------------|--------------------------------------|------------------------|-----------|----------------|
| ○四一二四〇〇三二九 | スプリント 巨理センター 巨理郡巨理町字東郷 百五十七番地六 | 就労移行支援 就労継続支援A 型 | 株式会社スプリント | 平成二十八年 二月一日 |

○宮城県告示第百十号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。
平成二十八年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

| | | | | |
|-----------------------|-----------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| 認証 番号 二百四 十四 | 品目 果実等飲 料 | 申請者の氏名 又は 名称 | 製造業者の名称 又は 屋号 | 製造所等の所在地 |
| | 菅原理加 | | デリシヤスファーム 株式会社 | 大崎市鹿島台木間塚字古館三 一六 |

二 認証年月日

平成二十八年二月一日

○宮城県告示第百一十一号

主要農作物原種配付規則（平成十四年宮城県規則第四十四号）第三条第一項の規定により、配付する原種の価格を次のとおり定めた。

平成二十八年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 種 類 | 原種一キログラム当たりの価格 |
|---------|----------------|
| 稲 うるち | 三百九十六円 |
| 稲 もち | 四百七十六円 |
| 大豆 大・中粒 | 五百九十三円 |
| 大豆 極小粒 | 六百七十二円 |

○宮城県告示第百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営赤井堀地区農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業（用排水施設整備工事））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年二月五日から平成二十八年三月七日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河南総合支所並びに東松島市役所及び東松島市役所鳴瀬庁舎

○宮城県告示第百一十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢軽井沢一五の一（次の図に示す部分に限る。）、字本沢沼山六三の四五、字草木沢荒谷向三の一、字草木沢西風山二八の一、二九の一、字草木沢上原一の一五、一の一九、栗駒文字高平四〇の七〇、金成片馬合長泥八、手柄二二の一、四二の一、七六の一、一一一、一一二、一二六の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字本沢軽井沢一五の一・栗駒文字高平四〇の七〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林

整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市越河平字物見石二の一、四の一、四の三、字舟清水一、二の二、字下金草三、字小屋館一三五、一三六、一三八、一四九、一五〇の一、一五〇の二、一五二、字藤内畑一七

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市福岡蔵本字業師堂一二九の一、一二九の九

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十八年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

利府町野中南土地区画整理事業

二 施行者の名称

利府町野中南土地区画整理組合

三 事務所の所在地

宮城県利府町加瀬字南野中沢四十三番地の百九十三

四 換地処分の年月日

平成二十七年十二月十四日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 業務名 平成二十八年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務

2 仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月二十八日まで

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加者登録簿に登録されている者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 計量法(平成四年法律第五十一号)第七百七条に規定する計量証明の事業(計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)別表第四に規定する「水又は土壌中の物質の濃度に係る事業」の登録を受けていること。

6 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ平成二十八年二月十五日(月)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限

平成二十八年二月二十四日(水)午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年二月二十四日(水)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十八年二月二十六日(金)から平成二十八年三月二日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十八年三月二日(水)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十八年三月三日(木)午前十時

宮城県庁行政庁舎十階 一〇〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item (s)/Service (s) Required : Water quality analysis of river and lake 1 set.

2 Deadline to Submit Bid : March 2, 2016, 5 : 00 p.m.

3 Place and Time of Bid Selection : March 3, 2016, 10 : 00 a.m., Miyagi Prefectural Government building, 10th Floor, 1002 Meeting Room

4 Contact : Kei Takahashi, Environmental Measures Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel: 022-211-2666

5 Currency and Language to be Used for the Contracting Process : Japanese and Japanese yen

○県営玉浦中部地区土地改良事業経営体育成基盤整備事業（区画整理事業）計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十八年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要

別冊のとおり

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県石巻北高等学校仮設校舎賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び設計図書による。

3 履行期間 平成二十八年八月十五日から平成三十年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県石巻北高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。

3 2以外のもので開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ平成二十八年三月七日（月）午後五時十五分までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先 千九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書及び設計図書の交付期限 宮城県教育庁施設整備課県立施設班（担当 後藤 靖彦 電話〇二二―二二一―三三三五）平成二十八年三月十四日（月）午後五時十五分まで

3 一般競争入札参加資格審査 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年三月七日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 (一) 日時 平成二十八年三月十五日（火）午後五時十五分まで

(二) 郵送により提出する場合は、平成二十八年三月十五日（火）午後五時十五分までに、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて1の場所に到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(三) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所 平成二十八年三月十六日（水）午前十時 宮城県行政庁舎十六階教育庁会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

2 当該調達案件に係る入札説明書及び設計図書の原本の交付を受けない者

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

| | |
|--|--|
| <p>2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条並びに財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百十三条及び第一百十四条の規定による。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>5 落札者の決定の方法 本公告に示した貸借を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>6 契約書作成の要否 要</p> <p>7 申請書の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>8 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Items/Services Required : Lease (Including Dismantling) of One Temporary School Building for Miyagi Prefectural Ishinomaki Kita Senior High School</p> <p>2 Period of Contract : August 15, 2016 to March 31, 2018</p> <p>3 Location : Miyagi Prefectural Ishinomaki Kita Senior High School (126 Yosuimukai, Kanomata, Ishinomaki City, Miyagi Prefecture)</p> <p>4 Bid Deadline : March 15, 2016, 5 : 15 p.m.</p> <p>5 Contact Information : Yasuhiko Goto, Prefecture Administrative Section, Facilities Management Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel.: 022-211-3353 (Japanese only)</p> | <p>一 入札に付する事項</p> <p>1 購入物品 水道用ポリ塩化アルミニウム（単価契約）</p> <p>2 購入物品の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>3 納入期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで</p> <p>4 納入場所 麓山浄水場、中峰浄水場、衡東浄水場、南部山浄水場</p> <p>二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等</p> <p>1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。</p> <p>3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。</p> <p>(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。</p> <p>(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> |
| <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。</p> <p>平成二十八年二月五日</p> <p>宮城県公営企業管理者 犬 飼 章</p> | <p style="text-align: center;">企 業 局</p> |

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 仕様書第三一(一)イ又は同(二)イにより納入予定の物品が当該仕様に適合していることが確認できること。

6 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成二十八年二月二十六日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企業局公営事業課総務班(担当 櫻井美沙 電話〇二二一二一一三四一三)

2 入札説明書の交付期限

平成二十八年二月二十六日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十八年二月二十二日(月)まで三の1あてで申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年三月四日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十八年三月十七日(木) 午後五時(郵送により提出する場合は、

入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。)ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時とする。

5 開札の日時及び場所 平成二十八年三月十八日(金) 午後一時十五分

宮城県庁行政舎十五階 企業局会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 本調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 企業局財務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号)第一条の二第二項の規定により準用する財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 企業局財務規程第一条の二第二項の規定により準用する財務規則第一百三條及び第百十四條の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法、金額は、一トン当たりの単価を記入すること。単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

なお、消費税及び地方消費税は代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured: Polyaluminum chloride for public waterworks (unit price contract)

2 Period of Supply: April 1, 2016 to March 31, 2017

3 Place of Delivery: Funotoyama Water Purification Plant, Nakamine Water Purification Plant, Koto Water Purification Plant and Nambuayama Water Purification Plant

4 Deadline for Bid: March 17, 2016, 5: 00 p.m.

5 Contact Information: Misa Sakurai, General Affairs Section, Public and Water Projects Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-3413

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年二月五日

宮城県公営企業管理者 犬 飼 章

一 入札に付する事項

- 1 購入物品 水道用粉末活性炭（単価契約）
- 2 購入物品の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 4 納入場所 麓山浄水場、南川沈砂池
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二、三号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 仕様書第三一（一）により納入予定の物品が当該仕様に適合していることが確認できること。

6 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五）へ平成二十八年二月二十六日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企業局公営事業課総務班（担当 櫻井美沙 電話〇二二一二一一一三四一三）

2 入札説明書の交付期限
平成二十八年二月二十六日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十八年二月二十二日（月）まで三の1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年三月四日（金）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十八年三月十七日（木） 午後五時（郵送により提出する場合は、入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時とする。

5 開札の日時及び場所 平成二十八年三月十八日（金） 午後二時

宮城県行政庁舎十五階 企業局会議室

四 入札に参加することができない者
1 二に定める資格を有しない者

2 本調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
2 入札保証金 企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）第一条の二第一項の規定により準用する財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 企業局財務規程第一条の二第一項の規定により準用する財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 金額は、一キログラム当たりの単価を記入すること。単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を選落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要
Summary
1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Powdered activated carbon for public waterworks (unit price contract)

2 Period of Supply : April 1, 2016 to March 31, 2017

3 Place of Delivery : Funotoyama Water Purification Plant, and Minamikawa Grit Chamber

4 Deadline for Bid : March 17, 2016, 5 : 00 p.m.
5 Contact Information : Misa Sakurai, General Affairs Section, Public and Water Projects Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-3413

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十八年二月五日

宮城県収用委員会

- 一 起業者の名称 国土交通大臣 石井 啓一
- 二 事業の種類 一級河川阿武隈川水系阿武隈川河口部改修工事（左岸・宮城県岩沼市寺島字川向地 内から同市寺島字川向地先河川敷地まで、右岸・宮城県巨理郡巨理町荒浜字隈湯地先河川敷地から同町荒浜字山神地先河川敷地まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 宮城県巨理郡巨理町荒浜字隈湯

| 地番 | 地目 | | 地積(平方メートル) | | 収用しようとする土地の面積(平方メートル) |
|------|----|----|------------|----------|-----------------------|
| | 公簿 | 現況 | 公簿 | 実測 | |
| 一〇七番 | 宅地 | 宅地 | 二五五・二二一 | 二五五・五〇 | 一六五・〇六 |
| 一一四番 | 宅地 | 宅地 | 一、九三〇・二五 | 一、九三〇・四三 | 八〇一・三七 |
| 一二番三 | 宅地 | 宅地 | 二五〇・六一 | 二五〇・七一 | 五四・七六 |
| 二二番四 | 宅地 | 宅地 | 三七・五四 | 三七・七八 | 三七・七八 |

四 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明
ただし、登記名義人（亡）江戸とみ 法定相続人

江戸清人
東京都八王子市みなみ野三丁目一番二号 エトワールみなみ野二〇四号

宮城県巨理郡巨理町字江下一八一 中央工業団地仮設住宅一五一一二
ただし、住民票上の住所、宮城県巨理郡巨理町荒浜字隈湯一四番地
岡さとし

山形県東村山郡中山町大字長崎三〇三番地二一

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈潟一〇七番

右土地の関係人

東北電力株式会社

宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号

権利の種類 使用権

宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈潟一四番

右土地の関係人

東北電力株式会社

宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号

権利の種類 使用権

東日本電信電話株式会社

東京都新宿区西新宿三丁目一九番二号

権利の種類 使用権

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十八年一月二十五日

○宮城県収用委員会告示第十九号

国土交通大臣起業の一級河川阿武隈川水系阿武隈川河口部改修工事（左岸…宮城県岩沼市寺島字川向地内から同市寺島字川向地先河川敷地まで、右岸…宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈潟地先河川敷地から同町荒浜字山神地先河川敷地まで）及びこれに伴う県道付替工事に係る土地収用事件（阿武隈川荒浜事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十八年二月五日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 日時 平成二十八年二月二十二日（月） 午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等